

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原 告 東郷ゆう子こと角本裕子

被 告 日本共産党中央委員会 外3名

被告中央委員会準備書面(3)

2024年3月29日

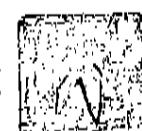
神戸地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

被告日本共産党中央委員会訴訟代理人

弁護士 藤木邦顕



弁護士 尾林芳国



1 必勝ポスターの所有権

必勝ポスターの所有権問題は、被告味口の不法行為の中で挙げられているものであり、事実関係および選挙ポスターが、党の財政で作成され、公認候補の選挙活動の目的で使用されるものであって、候補者個人の私物ではないという被告味口の答弁書(4)「4 必勝ポスターの破棄」および被告味口準備書面3を援用する。

原告は、被告中央委員会に対し使用者責任を主張しているが、被告中央委員会は従前のとおり、被告味口の行為を通しての使用者責任があることを争う。

2 活動環境配慮義務について

(1) 被告味口による原告に対するハラスメント自体が存在しないのであるか

ら、「活動環境配慮義務」自体が本来問題にならない。

(2) 原告がいう入党契約に付随しての「活動環境配慮義務」は、雇用契約において使用者が労働者に対して負う場合のある職場環境配慮義務を想定しているようである。被告中央委員会および各級機関は雇用契約における使用者の立場ではなく、雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない。

日本共産党の組織の性格は、自発的に結ばれた個々人が尊重される組織で、党員は平等であり、役職も任務の違いにすぎず、本来、党員相互の関係では権力関係や優越関係は存在しない。党活動のルールを決めている党規約には、こここの党員の義務として日本共産党規約5条(一)において「市民道徳と社会的道義をまもり、社会に対する責任をはたす」としている。この規定は、党員相互の義務を定めるものである。被告中央委員会は、あらゆる機会において、市民道徳と社会的道義を守る規約で掲げている党として党員の一層の努力、個人の尊厳とジェンダー平等などの社会的国際的到達点を学び、あらゆるハラスメントを根絶することを呼びかけている。各県委員会、地区委員会も同じように取り組んでいる。しかし、本来のあり方に反し、ハラスメントが発生することも一般的にはあり得るので、各県委員会、地区委員会をもそれぞれ問題が生じたとき担当者を決め対応出来るようにしている。被告中央委員会としては、党内にハラスメント防止をよびかけるとともに、党員からの申し出などに対しては訴願委員会、人権委員会などに窓口を設け、解決を図ることにしている。

なお、政党が内部的にどのような組織形態・党員の権利義務関係を定めるかは、政党の自律権の問題である。最高裁昭和63年12月20日判決の「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。」という判示により、司法審査の対象とならない。

以上